

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種法に関する事務 基礎項目評価書(令和7年10月31日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和7年10月31日終了。本評価書において評価を行っていた事務は、評価書番号20「予防接種事業に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合しました。

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種法に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種券の発行 住民基本台帳をもとに予防接種対象者を抽出し、予防接種券を発行する。また転入者については、申請に基づき、住民票の異動が確認できしだい発行する。</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する接種履歴の記録 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>(3)照会対応 ・照会申請による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種履歴の照会に対応する。</p> <p>(4)健康被害救済事務 ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種をうけたことで疾病にかかり、障害の状態となった場合または死亡した場合、医療費などの給付を行う。</p> <p>また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番10の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する事務</p> <p>②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実に就いての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>(5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を</p>
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法)</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二16の2項、16の3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康介護課
②所属長の役職名	健康介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口 板倉町役場 総務課情報広報係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号374-0134 邑楽郡板倉町大字岩田甲1056番地 受付窓口 板倉町保健センター
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	--------------------------	---

判断の根拠

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> <ul style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> <ul style="list-style-type: none">1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	対象のシステムを使用する職員は限定されている。また、システムにログインする際には、「ユーザーID」、「静脈認証」、「パスワード」を必要としている。その上で不正操作がないが、アクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月8日	1—②	<p>予防接種法に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種券の発行</p> <p>住民基本台帳をもとに予防接種対象者を抽出し、予防接種券を発行する。また転入者については、申請に基づき、住民票の異動が確認できしめたる発行する。</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する接種履歴の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 <p>(3)照会対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会申請による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種履歴の照会に対応する。 <p>(4)健康被害救済事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種をうけたことで疾病にかかり、障害の状態となった場合または死亡した場合、医療費などの給付を行う。 また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番10の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <p>①新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する事務</p> <p>②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実に就いての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種券の発行</p> <p>住民基本台帳をもとに予防接種対象者を抽出し、予防接種券を発行する。また転入者については、申請に基づき、住民票の異動が確認できしめたる発行する。</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する接種履歴の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 <p>(3)照会対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会申請による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種履歴の照会に対応する。 <p>(4)健康被害救済事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種をうけたことで疾病にかかり、障害の状態となった場合または死亡した場合、医療費などの給付を行う。 また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番10の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <p>①新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する事務</p> <p>②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実に就いての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>(5)予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月25日	3	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先の提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	
令和4年4月25日	4—①	実施しない	実施する	事後	
令和4年4月25日	4—②		<p>【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二16の2項、16の3項</p>	事後	